

改正

平成15年3月24日規則第2号

平成18年1月20日規則第1号

平成19年7月2日規則第11号

平成25年3月8日規則第3号

令和4年3月29日規則第10号

南小国町水道条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、南小国町水道条例（平成6年南小国町条例第13号。以下「条例」という。）を実施するため必要な事項を定めるものとする。

(給水装置新設等の申込み)

第2条 条例第6条第1項に規定する給水装置新設等の申込者は、別記第1号様式により申し込むものとする。

(給水工事の設計書)

第3条 条例第8条第1項の設計書は、別記第2号様式より作成するものとする。

(工事検査の申請)

第4条 条例第8条第3項の規定による工事検査を受けようとする者は、別記第3号様式により申請しなければならない。

(給水の申込み)

第5条 条例第12条第2項の規定による給水申込み又は第20条給水装置使用の閉止等の申込みは、別記第4号様式によるものとする。

(代理人等の届出)

第6条 条例第14条の代理人、条例第15条の管理人の届出の様式は、次の各号のとおりとする。

(1) 代理人 別記第5号様式

(2) 管理人 別記第6号様式

(検査の請求)

第7条 条例第19条の規定による検査を請求するときは、別記第7号様式によるものとする。

(使用者等の変更)

第8条 条例第21条第3号の規定による変更の届出は、別記第8号様式により届出をするものとする。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第9条 条例第43条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を1年以内に1回、定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令(平成4年厚生省令第69号)の表の左欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

(雑則)

第10条 この規則に定めるものを除くほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

2 南小国町水道使用条例施行規則(昭和43年南小国町規則第3号)は、廃止する。

3 この規則の施行の日までに現に条例の規定に基づいて町長に提出された申請書その他の書類は、この規則のそれぞれの相当規定による様式により提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則(平成15年3月24日規則第2号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成18年1月20日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年7月2日規則第11号)

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成25年3月8日規則第3号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成25年4月1日から平成25年5月31日までの間は、改正前の別記第1号様式、別記第3号様式、別記第4号様式、別記第5号様式、別記第6号様式、別記第7号様式及び別記第8号様式を使用することができる。ただし、訂正が必要な箇所については、訂正し使用するものとする。

附 則（令和4年3月29日規則第10号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規定に基づいて行った申請、許可、その他の行為は、この規則による改正後の規定により行ったものとみなす。

給水施設 新設
変更
撤去 工事申込書

年 月 日

南小国町水道事業管理者
南小国町長 様

申込者	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
	電話番号	

下記のとおり工事を行いたいので別紙工事設計書を添えて申し込みます。

種 類 ・ 用 途	専用装置・共用装置・その他	一般用・一時用
工事を必要とする理由		
量水器設置場所		
給水施設所有者		
土地所有者		
建物所有者		
工事施工者	住所 氏名	
工 事 額		
監督費（※町で記入）		
工事完了予定年月日		
備 考		

承 諾 書

上記の水道施設について下記のとおり承諾します。

1. 私の土地に設置、使用すること
2. 私の建物に設置、使用すること

年 月 日

住所：

氏名：

工 事 検 査 申 請 書

年 月 日

南小国町水道事業管理者
南小国町長 様

指定業者 住 所
氏 名
(代表者名)

南小国町水道条例第8条第3項の規定による給水装置工事の工事検査を受けたいので申請いたします。

給水装置設置個所	
給水装置の種類	専用給水装置・共用給水装置・その他
給水装置の用途	一般用・一時用
工事申込者氏名	
※検査の結果	

注 ※印は、指定業者において記入しないこと。

別記第4号様式（第5条関係）

給 水 開 始 申 込 書
休 止 閉 止

年 月 日

南小国町水道事業管理者
南小国町長 様

申込者	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
	電話番号	

開始
年 月 日から 休止 をしたいので南小国町水道条例第12条及び
閉止

第20条の規定により申し込みます。

（なお、給水装置閉止申込みの場合は、今後の給水権利を放棄します。）

量水器設置場所		
量水器番号		
指 針		
給水施設所有者		
種 類 ・ 用 途	専用給水装置・共用給水装置・その他	一般用・一時用
台帳番号		
納 入 方 法 (どちらかに○)	口座振替	
	納付書	送付先住所
備 考		

担当者チェック欄

1. 口座振替を希望される場合
 - ・本町で振替用口座登録あり （必ず電算で確認を行うこと）
 - ・本町で振替用口座登録なし
2. 口座登録がある場合（※注 町内で転居する場合は、必ず確認すること。）
 - ・登録されている口座をそのまま利用
 - ・別な口座を利用

代理人選任届

年 月 日

南小国町水道事業管理者
南小国町長 様

所有者 住所
氏 名

給水装置に関する一切の事項を処理させるため、下記の者を代理人に選任したので、南小国町水道条例第14条の規定により届け出ます。

記

給水装置設置場所	
量水器番号	
給水装置の種類	専用給水装置・共用給水装置・その他
給水装置の用途	一般用・一時用
代理人	住所 氏名

管 理 人 選 任 届

年 月 日

南小国町水道事業管理者
南小国町長 様

所有者 住 所
氏 名

下記のとおり管理人を選任したので、南小国町水道条例第15条第1項の規定により届け出ます。

記

量水器設置場所	
量水器番号	
給水装置の種類	専用給水装置・共用給水装置・その他
給水装置の用途	一般用・一時用
管 理 人	住 所 氏 名

別記第7号様式（第7条関係）

給水装置 検査請求書

年 月 日

南小国町水道事業管理者
南小国町長 様

請求者 住所
氏名

下記のとおり検査を願いたいので、南小国町水道条例第19条第1項の規定により請求します。

記

検査請求種類	給水装置 ・ 水質
量水器設置場所	
量水器番号	
給水装置の種類	専用給水装置・共用給水装置・その他
給水装置の用途	一般用・一時用
検査請求理由 及び内容	

給水装置所有者等変更届

年 月 日

南小国町水道事業管理者
南小国町長

様

申請者	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
	電話番号	

下記のとおり変更しましたので、南小国町水道条例第21条の規定により届け出ます。

変更となる者	所有者・使用者・代理人・管理人		
量水器設置場所			
量水器番号			
給水装置の種類	専用給水装置・共用給水装置・その他		
変更事項	新	住 所	
		氏 名	電話番号
	旧	住 所	
		氏 名	電話番号
変更理由			
変更年月日	年 月 日		
承諾事項	所有者変更の際には、町が設置個所の土地所有権移転他、固有資産に係る所有者等の調査を行うことを承諾します。 氏 名		

- ※注 1 所有者、使用者の変更については、変更後所有者、使用者となる者が申請するものとする。（特段の理由がある場合は、この限りではない。）
2 代理人の変更については、所有者が申請する者とする。